

別表（第3条関係） 催事等で取り扱い可能な食品

分類	品目の範囲	品目例
煮物類	事前に仕込み（細切、煮込み等）し、その場で煮込んだもの	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁
串焼き類	事前に仕込み（細切等）し冷蔵した具を、その場で焼いたもの。また、その場で加熱が十分できる大きさ（一口サイズ等）であること。	焼きとり、焼き魚、焼き貝、いか焼き、焼きまんじゅう
鉄板焼き類	事前に仕込み（粉を水で溶く等）した生地と、事前に仕込み（細切等）した具をその場で焼いたもの。焼肉にあっては、加熱が十分にできる大きさ（一口サイズ等）であること。 事前に仕込みした具とめん類を、その場で炒めたもの	焼肉、お好み焼き、たこ焼き 焼きそば、焼きうどん、焼きビーフン
窯焼き類	許可施設等で製造されたピザを、その場で焼いたもの	ピザ
茹で物 蒸し物類	農産物や事前に仕込みした具又は既製品をその場で茹でるか、蒸したもの	じゃがバター、蒸し餃子、蒸しシュウマイ、あんまん、肉まん
揚げ物類	事前に仕込みした具や、既製品、そうざい半製品をその場で油を用いて揚げたもの（その場で粉付け等の調製不可）	唐揚げ、フライドポテト、串かつ、フライドチキン
めん類 （原則、最終加熱があるもの）	事前に仕込みした具、汁、ソース等を、その場で茹でたために盛り付けたもの。又は、めんと合わせて炒めたもの（冷やしは不可）	うどん、そば、らーめん、スパゲティ
ドック類	既製品のソーセージ類をそのまま、若しくは衣をつけて焼くか油で揚げたもの、市販のパンにその場で加熱調理したソーセージ類やパティをはさんだもの（生のもの（野菜等）をトッピングすることは原則不可）	ソーセージ類、ホットドッグ類、ハンバーガー類
米飯類	事前に加熱調理された食品（レトルト食品を含む）を、その場で加温して米飯に盛り付けたもの（米飯は炊飯後 65℃以上に保温するか、2 時間以内に提供すること。）	カレーライス、牛丼、ソースかつ丼
かき氷類	その場で氷を削氷機で削り容器に盛り付け、市販のシロップ等で調味したもの（自家製シロップ等は不可）	かき氷（スノーアイス、冷凍果実は不可）
アイスクリーム類	カセット式アイスクリーム類に限る（汚染があれば、その都度、機械・器具等を洗浄すること）	
焼き菓子類	許可施設から仕入れ冷蔵したあん類等を、事前に水に溶いた小麦粉等と合わせて焼いたもの、又はその場で焼いた生地で包んだもの	今川焼き、たい焼き、ベビークステラ、クレープ（生クリームは既製品のホイップクリームに限る。）
揚げ菓子類	事前に仕込み（混合、成形等）したものを、その場で油を用いて揚げたもの	ドーナツ、大学芋
餅、団子類	事前に成型した餅又は団子を、その場で焼くか加温し、事前に仕込みした具や調味料をからめたもの	五平餅、焼き餅、焼き団子
喫茶類	茶菓、事前に調整した食品を加温したものの甘味食品（加温のみ）	ところてん、しるこ
飲料 酒類	既製品の飲料（乳及び乳飲料、生ジュースは不可）又はその場で湯を沸かして淹れたもの又は加温したものの（豆を挽く行為は不可） その場でコップ等に注いで提供するもの（トッピング不可）	清涼飲料水、甘酒、コーヒー、紅茶 日本酒、ビール、焼酎、ワイン